

基本協定書の概要

平成26年5月13日に京都市及び学校法人二本松学院（以下「法人」という。）で締結する「元京都市立貞教小学校跡地における京都美術工芸大学東山キャンパス構想に関する基本協定書」の概要は次のとおり。

（第1条 目的）

京都市と法人が相互に協力することで、法人のキャンパスの設置運営の円滑化を図るとともに、市全体の活性化や地域振興に資することを目的とする。

（第2条 信義誠実の原則）

京都市と法人は、信義を重んじ誠実に本協定を遵守する。

（第3条 キャンパスの設置運営等）

法人は、平成29年4月にキャンパスを開設し、地域と共に発展するよう運営する。京都市は、キャンパスの設置運営について法人と協力する。

（第4条 事前協議会）

京都市と法人は、貸付契約の締結に必要な、具体的な活用計画や地域の自治活動などに配慮した対応、施設整備、運営方法などについて、貞教自治連合会の意見を聴取し、理解を得るために事前協議会を開催する。

（第5条 公表）

事前協議会は、京都市、法人、貞教自治連合会以外の者に対しては、非公開とする。

ただし、貸付契約を締結した場合やその他必要と判断した場合には、内容を公表することがある。

（第6条 貸付契約の相手方）

法人は、活用計画の案について貞教自治連合会の合意を得、その他契約の締結に必要な事項を京都市と合意したとき、合意内容の履行を条件に貸付契約の相手方となる。

（第7条 合意達成の期限等）

京都市と法人は、平成26年度末までに貸付契約の締結に必要な事項について貞教自治連合会の合意を得る。

（第8条 その他の協議等）

京都市と法人は、第4条に定める事前協議会のほか、貸付契約の内容を決定するための事項について協議を行う。

(第9条 土地調査等)

法人は、事前に承認を得たうえで、跡地内において、建物、土地等の調査等を行うことができる。

一般的な条項である第10条から第13条は省略する。

(第10条 協定の破棄)

(第11条 損害賠償)

(第12条 権利義務の譲渡等の禁止)

(第13条 定めのない事項)